

あかし保健所感染性産業廃棄物等処理業務委託仕様書

本仕様書は、明石市（以下「委託者」という。）が委託する廃棄物処理業務の仕様を定めるものであり、受託者は本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

1 目的

本仕様書は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）並びにその他関係法令に従い、あかし保健所から排出される感染性産業廃棄物等の処理を受託者が受託し、適正に処理することを目的とする。

2 廃棄物区分・容器の種類及び年間予定数量

区分	具体例	容器の種類	予定数量
感染性産業廃棄物	培地、シャーレ、 ディスポーザブル製品、 採血針 等	450ダンボール箱	50箱
		500プラ容器	20ケース
		200プラ容器	5ケース
廃油	アルコール系廃溶剤 等	180ポリタンク	2個

3 契約の種類

単価契約（廃棄物の区分・容器の種類ごとの1件あたりの処理委託単価）

※処理委託単価には、収集・運搬費、処分費、容器代（180ポリタンクを除く）、マニフェスト代を含む。

※予定数量は令和4年度の状況を基にした推計値であり、実際の数量とは異なる可能性があるが、その場合においても委託単価の増減は行わないこととする。

4 業務対象施設

あかし保健所（所在地：明石市大久保町ゆりのき通1-4-7）

5 履行期間

令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

6 業務内容

(1)受託者はあかし保健所から排出される廃棄物を、関係法令等を遵守のうえ、適正に収集・運搬を行う。

(2)受託者は、委託者が必要とする以下のバイオハザードマーク付き専用容器を支給する。

- ・450箱ダンボール箱及び同容量の0.1mm厚ビニール袋
- ・500プラ容器（再生プラスチック容器）
- ・200プラ容器（再生プラスチック容器 REPAIL ECO20）

(3)収集は委託者からの前日までの連絡に基づくスポット対応とする。（収集日及び収集時間帯については、委託者・受託者協議の上決定する。）

(4)廃棄物の処分は、関係法令等を遵守のうえ、適正に処分するものとする。

7 電子マニフェスト

(1)委託者および受託者は法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）を利用するものとする。

(2)受託者は、廃棄物の種類や数量等について、収集の都度、委託者と共に確認し、マニフェスト番号とマニフェスト情報が記載された受渡確認票を受領すること。

(3)受託者は、廃棄物の収集運搬および処理業務がそれぞれ終了した後、速やかに電子マニフェストシステムにその旨を登録するものとする。また、受託者は、委託者から委託業務終了報告書の作成を求められたときは、これに応じなければならない。

8 資格等

(1)受託者は法第14条の4第1項の規定による許可を受けた特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物・廃油を含むこと。以下同じ）処理業者でなければならない。

(2)受託者は、特別管理産業廃棄物の処分を、法第14条の4第6項の規定による許可を受けた業者に行わせることができる。

(3)受託者は、処分業者の分も含め、特別管理産業廃棄物処理の許可を受けていることを証明する書類（写し）を委託者に提出し、確認を受けなければならない。契約後、変更があった場合も同様とする。

9 業務計画書の提出

業務の履行に当たり、業務計画書を委託者に提出しなければならない。業務計画書には、業務体制・作業手順・作業方法・収集廃棄物の処分方法、連絡体制等を記載し、契約締結後1週間以内に提出すること。

10 委託料の支払い

(1)委託料の支払いは、月毎に行うものとする。

(2)受託者は、廃棄物の区分・容器の種類ごとに、契約単価（1件あたりの税抜き処理委託単価）に処理数量（件数）を乗じ、これにより得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算し、請求を行うものとする。

なお、端数が生じた場合は、1円未満は切り捨てるものとする。

(3)委託者は、請求書が適正であると認めた場合、請求のあった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

11 その他

(1)この仕様書に定めのない事項に関しては、委託者・受託者協議の上決定する。

(2)上記8の(2)の規定により「処分」を他の事業者に行わせる場合、本業務委託の見積合せに係る事務並びに契約締結後の委託料の請求及び受領については、特別管理産業廃棄物の「収集・運搬」の業務を担う事業者（受託者）が代表（一括）して行うものとする。また、このとき

の契約については「収集・運搬」及び「処分」について個別に委託者と事業者で締結することとする。(下記(4)参照)

(3)上記(2)の規定により受託者が受領した委託料のうち「処分」に係るものについては、受託者から「処分」を行う事業者に応分の額を支払うものとする。

(4)上記(2)及び(3)の取扱いについては、契約締結時に別途3者での覚書を締結する。